

厚木市建築物における駐車施設の附置に関する条例

昭和 63 年 3 月 30 日

条例第 10 号

(目的)

第 1 条 この条例は、駐車場法(昭和 32 年法律第 106 号。以下「法」という。)の規定に基づき、建築物における自動車の駐車のための施設(以下「駐車施設」という。)の附置及び管理について必要な事項を定めることにより、道路交通の円滑化を図り、もって市民の利便に資するとともに、都市機能の維持及び増進に寄与することを目的とする。

(用語の意義)

第 2 条 この条例における用語の意義は、法の例による。

(適用地区)

第 3 条 この条例を適用する地区は、法第 3 条第 1 項に規定する駐車場整備地区(以下「駐車場整備地区」という。)とする。

(建築物の新築の場合の駐車施設の附置)

第 4 条 別表第 1 の(1)の項に掲げる面積が 2,000 平方メートルを超える建築物を新築しようとする者は、同表の(2)の項に掲げる建築物の部分の床面積をそれぞれ同表の(3)の項に掲げる面積で除して得た数値を合計した数値(建築物の延べ面積(駐車施設の用途に供する部分の面積を除き、観覧場にあつては屋外観覧席の部分の面積を含む。以下同じ。))が 6,000 平方メートルに満たない場合にあつては、当該合計した数値に同表の(4)の項に掲げる式により算出して得た数値を乗じて得た数値とし、小数点以下の端数があるときは、切り上げるものとする。)の台数以上の規模を有する駐車施設を当該建築物又は当該建築物の敷地内に設置しなければならない。

(建築物の新築の場合の荷さばきのための駐車施設の附置)

第 4 条の 2 特定用途(法第 20 条第 1 項に規定する特定用途をいう。以下同じ。)に供する部分の床面積及び戸数(共同住宅の用途に限る。以下この条において同じ。)が、別表第 2 の(1)の項に掲げる床面積及び戸数を超える建築物を新築しようとする者は、同表の(2)の項に掲げる建築物の部分の床面積(共同住宅の用途にあつては、戸数)をそれぞれ同表の(3)の項に掲げる面積(共同住宅の用途にあつては、戸数)で除して得た数値を合計した

数値(建築物の延べ面積が6,000平方メートルに満たない場合にあつては、当該合計した数値に同表の(4)の項に掲げる式により算出して得た数値を乗じて得た数値とし、小数点以下の端数があるときは、切り上げるものとする。)の台数(10台を超える場合は10台)以上の規模を有する荷さばきのための駐車施設を当該建築物又は当該建築物の敷地内に設置しなければならない。ただし、当該建築物の構造又は敷地の位置、規模等から荷さばきのための駐車施設を設置することが著しく困難であると市長が認める場合においては、この限りでない。

- 2 前項の規定により設置しなければならない荷さばきのための駐車施設の台数は、前条の規定により設置しなければならない駐車施設の台数に含めることができる。

(建築物の新築の場合の自動二輪車のための駐車施設の附置)

第4条の3 特定用途(共同住宅を除く。)に供する部分の床面積が、2,000平方メートルを超える建築物を新築しようとする者は、別表第3の(1)の項に掲げる建築物の部分の床面積をそれぞれ同表の(2)の項に掲げる面積で除して得た数値を合計した数値(建築物の延べ面積が6,000平方メートルに満たない場合にあつては、当該合計した数値に同表の(3)の項に掲げる式により算出して得た数値を乗じて得た数値とし、小数点以下の端数があるときは、切り上げるものとする。)の台数以上の規模を有する自動二輪車(道路交通法(昭和35年法律第105号)第3条に規定する大型自動二輪車及び普通自動二輪車のうち、側車付きのものを除いたものをいう。以下同じ。)のための駐車施設を当該建築物又は当該建築物の敷地内に設置しなければならない。

(大規模な事務所の特例)

第5条 事務所の用途に供する部分の床面積が10,000平方メートルを超える建築物を新築しようとする者については、当該事務所の用途に供する部分の床面積のうち、10,000平方メートルを超え50,000平方メートルまでの部分の床面積にあつては0.7を、50,000平方メートルを超え100,000平方メートルまでの部分の床面積にあつては0.6を、100,000平方メートルを超える部分の床面積にあつては0.5をそれぞれ乗じて得た面積の合計に10,000平方メートルを加えた面積を当該事務所の用途に供する部分の床面積とみなして、前3条の規定を適用する。

(大規模な共同住宅の特例)

第5条の2 共同住宅の用途に供する部分の戸数が400戸を超える建築物を新築しようとする者については、当該共同住宅の戸数のうち、400戸を超え800戸までの部分の戸数にあつては0.5を、800戸を超える部分の戸数にあつては0.25をそれぞれ乗じて得た戸数の合計に400戸を加えた戸数を当該共同住宅の戸数とみなして、第4条の2の規定を適用する。

(建築物の増築又は用途の変更の場合の駐車施設の附置)

第6条 建築物を増築しようとする者又は建築物の部分の用途の変更で、当該用途の変更により特定用途に供する部分の床面積が増加することとなるものために法第20条の2に規定する大規模の修繕又は大規模の模様替をしようとする者は、当該増築又は用途の変更後の建築物を新築した場合において第4条から前条までの規定により設置しなければならない駐車施設の規模から、当該増築又は用途の変更前の建築物を新築した場合においてこれらの規定により設置しなければならない駐車施設の規模を減じた規模の駐車施設を、当該増築若しくは用途の変更に係る建築物又は当該建築物の敷地内に設置しなければならない。

(建築物の敷地が駐車場整備地区の内外にわたる場合の措置)

第7条 建築物の敷地が駐車場整備地区の内外にわたる場合において当該敷地が2分の1以上駐車場整備地区に属するときは、当該建築物は駐車場整備地区内にあるものとみなす。

(駐車のために供する部分の規模)

第8条 第4条、第5条又は第6条の規定により設置しなければならない駐車施設のうち自動車の駐車のために供する部分の規模は、駐車台数1台につき幅2.3メートル以上、奥行5メートル以上とし、自動車を安全に駐車させ、かつ、円滑に出入りさせることができるものとしなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、第4条、第5条又は第6条の規定により設置しなければならない駐車施設の台数(以下この項において「附置義務台数」という。)に0.3を乗じて得た台数(小数点以下の端数があるときは、切り上げるものとする。)に係る自動車の駐車のために供する部分の規模は、幅2.5メートル以上、奥行6メートル以上とし、かつ、そのうち少なくとも次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める数については、不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する利用居室までの経路ができるだけ短くなる位置に設置される車椅子使用者が円滑に利用することができる駐車施設として、幅3.5メートル以上、奥

行 6メートル以上、はり下の高さ 2.3メートル以上としなければならない。ただし、当該建築物の構造又は敷地の状態から市長がやむを得ないと認める場合は、この限りでない。

(1) 附置義務台数が 200 以下の場合 当該台数に 100 分の 2 を乗じて得た数(小数点以下の端数があるときは、切り上げるものとする。)

(2) 附置義務台数が 200 を超える場合 当該台数に 100 分の 1 を乗じて得た数(小数点以下の端数があるときは、切り上げるものとする。)に 2 を加えた数

3 第 4 条の 2 又は第 5 条から第 6 条までの規定により設置しなければならない荷さばきのための駐車施設のうち自動車の駐車の用に供する部分の規模は、幅 3メートル以上、奥行き 7.7メートル以上、はり下の高さ 3.2メートル以上とし、自動車を安全に駐車させ、かつ、円滑に出入りさせることができるものでなければならない。ただし、当該建築物の構造又は敷地の状態から市長がやむを得ないと認める場合は、この限りでない。

4 前項本文の規定にかかわらず、第 4 条の 2 又は第 5 条から第 6 条までの規定により設置しなければならない荷さばきのための駐車施設の台数に 0.4 を乗じて得た台数(小数点以下の端数があるときは、切り捨てるものとする。)に係る自動車の駐車の用に供する部分の規模は、幅 2.5メートル以上、奥行 6メートル以上とすることができる。

5 第 4 条の 3、第 5 条又は第 6 条の規定により設置しなければならない自動二輪車のための駐車施設のうち、自動二輪車の駐車の用に供する部分の規模は、駐車台数 1 台につき幅 1メートル以上、奥行 2.3メートル以上とし、自動二輪車を安全に駐車させ、かつ、円滑に出入りさせることができるものとしなければならない。ただし、当該建築物の構造又は敷地の状態から市長がやむを得ないと認める場合は、この限りでない。

(特殊の装置)

第 8 条の 2 第 4 条、第 4 条の 3、第 5 条又は第 6 条の規定により設置しなければならない駐車施設において特殊の装置を用いる場合は、駐車場法施行令(昭和 32 年政令第 340 号)第 15 条に規定する特殊の装置として国土交通大臣が認定したものと同等の安全性を有するものとし、前条第 1 項、第 2 項及び第 5 項の規定は、適用しない。

(駐車施設の附置の特例)

第9条 第4条から第6条までの規定により駐車施設を設置しなければならない者が、当該建築物の構造若しくは敷地の状態により市長がやむを得ないと認める場合又は交通の安全及び円滑化若しくは土地の有効な利用に資するものとして市長が認める場合において、当該建築物の敷地からおおむね300メートル以内の場所に駐車施設を設けたときは、当該建築物又は当該建築物の敷地内に設置したものとみなす。

2 前項の規定により駐車施設を設けようとする者は、駐車施設の位置、規模、構造等について、あらかじめ市長の承認を受けなければならない。承認を受けた事項を変更する場合も同様とする。

(設置の届出)

第10条 第4条から第6条までの規定により駐車施設を設置しなければならない者は、当該駐車施設の位置、規模及び構造について、あらかじめ市長に届け出なければならない。届け出た事項を変更する場合も同様とする。

(廃止の届出)

第10条の2 第4条から第6条までの規定により駐車施設を設置した者は、当該駐車施設を廃止したときは、10日以内に、市長に届け出なければならない。

(適用除外)

第11条 次の各号のいずれかに該当する建築物については、第4条から第6条までの規定は、適用しない。

(1) 建築基準法(昭和25年法律第201号)第85条に規定する仮設建築物

(2) 市長が特に駐車施設を必要としないと認めた建築物

2 新たに駐車場整備地区に指定された区域内において、当該地区に指定された日から起算して6月以内に建築物の新築、増築又は用途の変更の工事に着手した者については、第4条から第6条までの規定にかかわらず、当該地区の指定前の例による。

(駐車施設の管理)

第12条 第4条から第6条まで又は第9条の規定により設置された駐車施設の所有者又は管理者は、当該駐車施設をその設置の目的に適合するように管理しなければならない。

2 第8条の2の規定により特殊の装置を用いる駐車施設の所有者又は管理者は、当該特殊の装置の保守点検を定期的に行わなければならない。

(立入検査等)

第 13 条 市長は、この条例を施行するため必要な限度において、建築物若しくは駐車施設の所有者若しくは管理者から報告若しくは資料の提出を求め、又は職員に建築物若しくは駐車施設に立ち入らせ、検査をさせることができる。

2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があつたときは、これを提示しなければならない。

(措置命令)

第 14 条 市長は、第 4 条から第 6 条まで、第 8 条又は第 12 条の規定に違反した者に対して、相当の期限を定めて、駐車施設の設置、原状回復その他当該違反を是正するために必要な措置をとることを命ずることができる。

(罰則)

第 15 条 前条の規定に基づく市長の命令に従わなかった者は、50 万円以下の罰金に処する。

2 第 13 条第 1 項の規定による報告を怠り、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を正当な理由なく拒み、妨げ、若しくは忌避した者は、20 万円以下の罰金に処する。

3 第 10 条の規定に違反して届出をせず、又は虚偽の届出をした者は、10 万円以下の罰金に処する。

(両罰規定)

第 16 条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務又は財産に関し、前条の違反行為をしたときは、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても同条の刑を科する。

(委任)

第 17 条 この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、昭和 63 年 10 月 1 日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和 8 年 4 月 1 日（以下「施行日」という。）から施行する。ただし、第 15 条第 1 項の改正規定、同条第 2 項の改正規定及び同条に 1 項を加える改正規定は、同年 10 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の厚木市建築物における駐車施設の附置に関する条例（以下「改正後の条例」という。）第4条から第6条までの規定は、施行日から起算して6月を経過した日（以下「適用日」という。）以後に建築物の新築、増築又は用途の変更（以下この項及び次項において「新築等」という。）の工事に着手した者について適用し、適用日前に建築物の新築等の工事に着手した者については、なお従前の例による。
- 3 前項の規定にかかわらず、この条例による改正前の厚木市建築物における駐車施設の附置に関する条例（以下この項において「改正前の条例」という。）の規定により駐車施設を設置した者（適用日に現に改正前の条例による駐車施設を設置する建築物の新築等に係る工事を行っている者を含む。）は、規則で定めるところにより市長に届け出たときは、改正後の条例の適用を受けることができる。
- 4 附則第1項ただし書に規定する改正規定の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

別表第1（第4条関係）

(1)	特定用途（共同住宅を除く。）に供する部分の床面積と特定用途以外の用途（以下「非特定用途」という。）に供する部分の床面積に2分の1を乗じて得たものとの合計			
(2)	百貨店その他の店舗の用途に供する部分	事務所の用途に供する部分	特定用途（百貨店その他の店舗、事務所及び共同住宅を除く。）に供する部分	非特定用途に供する部分
(3)	300平方メートル	400平方メートル	400平方メートル	900平方メートル
(4)	$1 - \frac{2,000 \text{ 平方メートル} \times (6,000 \text{ 平方メートル} - \text{延べ面積})}{6,000 \text{ 平方メートル} \times (1) \text{ に掲げる面積} - 2,000 \text{ 平方メートル} \times \text{延べ面積}}$			

備考 (1)の項に規定する部分及び(2)の項に掲げる部分は、駐車施設の用途に供する部分を除き、観覧場にあつては、屋外観覧席の部分を含むものとする。

別表第2（第4条の2関係）

(1)	2,000平方メートル				2,000平方メートルかつ50戸
(2)	百貨店その他の店舗の用途に供する部分	事務所の用途に供する部分	倉庫の用途に供する部分	特定用途（百貨店その他の店舗、事務所、倉庫及び共同住宅を除く。）に供する部分	共同住宅の用途に供する部分
(3)	3,000平方メートル	5,000平方メートル	1,500平方メートル	4,000平方メートル	100戸
(4)	$1 \text{ --- } \frac{6,000 \text{ 平方メートル} - \text{延べ面積}}{2 \times \text{延べ面積}}$				

備考 (2)の項に掲げる部分は、駐車施設の用途に供する部分を除き、観覧場にあつては、屋外観覧席の部分を含むものとする。

別表第3（第4条の3関係）

(1)	百貨店その他の店舗の用途に供する部分	特定用途（百貨店その他の店舗及び共同住宅を除く。）に供する部分
(2)	3,000平方メートル	8,000平方メートル
(3)	$1 \text{ --- } \frac{6,000 \text{ 平方メートル} - \text{延べ面積}}{2 \times \text{延べ面積}}$	

備考 (1)の項に掲げる部分は、駐車施設の用途に供する部分を除き、観覧場にあつては、屋外観覧席の部分を含むものとする。